長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要等

火災の概要

発生日時: 平成25年2月8日(金)　時刻は調査中
発生場所: グループホームベルハウス東山手（長崎県長崎市東山手町6番16号）
建物用途: 複合用途（グループホーム、事務所、住宅）
※ 消防法施行令別表第1(16)項イに該当
施設概要等: 昭和40年11月18日に建築　鉄骨造一部木造(4階建て)
延べ面積: グループホーム部分(1、2階)の延べ面積は250．64㎡
（建物全体は529．4㎡）
消防用設備等: 消火器、自動火災報知設備、誘導灯、消防機関へ火災を報知する設備
焼損程度: 部分焼(焼損床面積については、現在調査中)
人的被害: 死者5名　負傷者7名（重症：男1、中等症：女4、軽症：男1女1）
出火原因: 現在調査中

（参考）認知症高齢者グループホームに係る消防法令上の主な安全対策

消火器	構造・面積にかかわらず全て
スプリンクラー設備	延べ面積275㎡以上の施設
自動火災報知設備	構造・面積にかかわらず全て
消防機関へ通報する火災報知設備	構造・面積にかかわらず全て
防火管理者の選任・消防計画の作成	収容人員10人以上

長崎市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた対応等

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会

平成２５年２月８日に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討するため、消防庁が主催する「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催。

1　主な検討項目
（1）認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」火災の概要と課題の整理
（2）認知症高齢者グループホーム等における防火対策のあり方

2　検討委員　（敬称略、五十音順、第１回開催時点）

荒井　伸幸	東京消防庁予防部長
安藤　勝	千葉市消防局予防部長
石崎　和志	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長
上田　孝志	札幌市消防局予防部長
勝又　浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
河村　真紀子	主婦連合会事務局次長
佐々木　勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会常務理事
柴原　愼仁	長崎市消防局予防課長
渋谷　芳生	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
次郎丸　誠男	危険物保安技術協会特別顧問（元消防研究所所長）
野村　歓	元国際医療福祉大学大学院教授
室崎　益輝	関西学院大学総合政策学部教授
山田　常圭	消防庁消防研究センター上席研究官

3　スケジュール
平成２５年３月１１日に第１回を開催、夏までをめどに一定の方向性を取りまとめ予定

4　実態調査
認知症高齢者グループホームをはじめとする入所や宿泊を伴う小規模の社会福祉施設を対象とし、スプリンクラー設備の設置状況や防火管理の状況についての実態調査を行ったところであり、現在、とりまとめ作業中。

ホテル火災を踏まえた対応等～ホテル火災対策検討部会中間報告～

ホテル火災の概要について

発生日時:　平成24年5月13日(日)　時刻は調査中
発生場所:　ホテルプリンス　(福山市西桜町1丁目12ー24)
施設概要等:　昭和43年2月（鉄筋コンクリート造の部分） 木造部分は昭和35年
鉄筋コンクリート造（RC造）　4階建及び木造2階建
人的被害:　死者7名　負傷者3名　(重症:女2、軽症:女1)

消防庁の対応等について

【消防庁の対応】

5月13日　消防庁内に災害対策室を設置、
消防法第35条の3の2に基づく「消防庁長官による火災原因調査」の実施のため消防庁職員7名を派遣

5月14日　「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」を通知

5月16日　「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」を通知

【ホテル火災を踏まえた検討】

ホテル火災を踏まえ、以下の事項を中心に、平成24年6月から、火災被害拡大対策等について検討を行っているところであり、**１０月１０日に中間的な取りまとめを公表した（詳細は次項）**。今後、**平成２５年５月を目処に最終的な取りまとめを行う予定**。

①各種規制、②立入検査体制、③違反処理体制、④火災予防上危険な建物への対応　等

緊急調査結果について

緊急調査結果（平成24年8月15日報告）では、調査対象797施設のうち、549施設（68.9%）において何らかの違反があったが、重大な違反はそのうちの47施設(5.9%）であった。

調査対象の約7割のホテル・旅館等において何らかの消防法令違反が指摘されており、引き続き重点的に違反是正を図る必要があることからフォローアップ調査を実施（平成25年2月15日報告）したところ、右の表のとおりとなったが、未だ違反事項が是正されておらず、引き続きフォローアップ調査を通じて違反是正の徹底を図る。

【調査結果概要と前回との比較】

○　何らかの消防法令違反のある施設数

	緊急調査結果（平成24年8月15日報告分）	フォローアップ調査結果（平成25年2月15日報告分）
調査対象施設数（棟数）	797	703※1
何らかの消防法令違反があるもの	549（68.9%）	361（51.4%）
重大な違反があるもの※2	47（5.9%）	35（5.0%）

※1　調査対象施設数は、廃業等によるものを除く。
※2　重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

3

ホテル火災を踏まえた今後の火災予防体制～ホテル火災対策検討部会中間報告～

ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因

- 建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- 階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- 従業員による適切な初期消火活動等が未実施

火災予防上の課題とその対応の考え方

1　各種規制について	現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動等の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、**現行の各種規制について適切に遵守させることが必要。また、小規模なホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化について検討が必要。**
2　立入検査と違反処理の推進方策について	建築構造の適合性も含め、的確に**人命危険の高い対象物のふるい分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備が必要。** また、**危険性・悪質性の高い違反について選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備が必要**であり、国においても、**違反処理に携わる職員の育成に係る研修等を実施**すべき。
3　火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について	今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であることから、平成１５年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。 このため、**「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等を活用して消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要。**

※旧適マーク制度・・・消防機関が対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に「適マーク（有効期間1年）」を交付する制度であり、防火対象物 定期点検報告制度の導入を契機として平成15年9月に廃止。

4